

# 第2次中期目標・計画

(平成25年度～平成29年度)

## 第2次中期目標・計画の策定に当たって

一昨年起きた東日本大震災は、社会の活力の低下とともに厳しい経済状況と地域間格差の拡大をもたらし、それらは社会のあらゆる面に影響を及ぼしている。さらに、わが国は近年の情報化や少子高齢化の進展と相俟って、将来の予測が困難な時代に突入したといえる。人々がこのような時代に生き、社会に貢献していくためには、主体的な思考力や構想力とともに想定外の困難に処する判断力、解決力を有し、協調性と創造性を合わせ持つ人間性豊かな人材を育成する必要がある。このような考えから、高等教育においては、学生が「何を身に付け、何ができるようになったか」を問う、学習成果を重視した教育への転換が文部科学省の号令のもと推し進められている。

将来の予測が困難な時代を生き残るには、「自ら発展性のある未来を築き上げること」が最善の策である。本学では、周囲からの情報を的確に判断し、「生命の尊厳に基づき、薬学及び生命科学両分野の協力的な教育と研究を通して、人類の健康の増進、環境の保全、国際交流や地域社会の発展に貢献する高い専門性と豊かな人間性を有する有為な人材を育成するとともに、社会の進歩と文化の高揚に有益な研究成果を創出」という本学の理念の実現に向けて、平成22年度に第1次中期目標を掲げ、本学構成員間で情報を共有し、これまでの3カ年間進んできた。そして、この目標の達成状況を検証すると同時に、本学のさらなる発展及びブランド化に向けた「第2次中期目標・計画」を掲げ、これからの5カ年間を進んでいく所存である。

平成25年度から始まる5カ年間では、(1)教育の質向上、(2)学生支援の充実、(3)教育力の向上、(4)研究力の向上、(5)社会貢献・地域貢献、(6)運営基盤の整備、(7)教育研究環境の整備、という7分野に大別し、27項目にわたる中期目標を策定した。さらに、これらの目標を達成するために必要かつ具体的な、95項目にわたる中期計画を明文化した。このことによって、本学構成員が、本学の「発展性のある未来」への道筋を共通に認識しやすくなったと考えている。ただし、目標・計画を策定しただけでは、本学の「発展性のある未来」を実現することはできない。本学はこれらの計画を実施し、検証する「内部質保証システム」の構築とPDCAサイクルに基づく運営が不可欠であり、これからの5カ年間、短期計画を策定し、積み上げ、中期目標・計画の達成と本学のさらなる発展に向けて邁進していく。

最後に、この「第2次中期目標・計画」の策定に多大なる努力を払っていただいた、鯉坂勝美教授、中村豊教授、福原正博准教授、事務部庶務課の職員に深く感謝する。

平成25年3月19日 運営検討会議審議

平成25年3月22日 部局長会承認

平成25年3月29日 学長・学部長裁定

## 第2次中期目標・計画（平成25年度～平成29年度）

### I 大学の基本的な目標（長期目標）

#### （大学の方向性）

☆人類の健康の増進と環境保全や地域社会の進歩・発展に貢献する人材の育成とともに、社会の進歩と文化の高揚に有益な学術研究を推進する。

☆地域社会と積極的にかかわり、地域社会に根差した総合大学として地位を確立する。

☆国際交流を積極的に進め、世界に開かれた大学を目指す。

#### （育成する人材像）

☆特色ある学士課程教育、中高大連携教育、社会連携教育を策定、提供するとともに、社会において望まれる人材を育成する。

☆学士課程教育を通して、主体的な思考力や構想力とともに想定外の困難に処する判断力、解決力を有し、協調性と創造性を合わせ持つ人間性豊かな人材を育成する。育成する具体的な人材像は

○高度な専門能力と医療人としての資質を兼ね備えた薬剤師

○食品、環境、健康などの生命科学を基盤とした分野における専門性と人間性を兼ね備えた人材

#### （知的資源の活用）

☆未来を担い、社会の進歩と文化の高揚に資する、生命科学を基盤とした医療、薬、食品、環境などの分野における学術研究の推進と社会への還元を通して、社会に貢献する。

#### （学生支援）

☆学修面、生活面、精神面、進路面などの学修支援環境を整備し、学生が充実した大学生活を送れるよう支援方策の充実を図る。

#### （教育研究組織）

☆多様な社会に対応できる人材を育成し、社会の進歩と文化の高揚に資する学術研究を推進する上で必要な教育研究組織を整備する。

#### （評価検証）

☆大学の理念を実現するために、教育・研究・運営に関する内部質保証システムを構築し、大学のさらなる発展に資する。

II 中期目標・計画			
項目	中期目標	中期計画	番号
1. 教育の質向上	<p>(1) 3つの方針（入学者受入方針（アドミッションポリシー）、教育課程編成・実施方針（カリキュラムポリシー）、学位授与方針（ディプロマポリシー））を遵守した教育を行う。</p> <p>(2) 教育の質向上に資する教育システムを構築する。</p> <p>(3) 学生の受入システムを検証し、多様化する学生に配慮した、きめ細かい教育システムを構築する。</p>	<p>○3つの方針（入学者受入方針（アドミッションポリシー）、教育課程編成・実施方針（カリキュラムポリシー）、学位授与方針（ディプロマポリシー））を学内教職員に浸透させるとともにホームページや刊行物を通じて学外に積極的に周知する。</p>	1
		<p>○3つの方針に則り、入学、授業、単位認定、卒業認定を行うとともにそれぞれ自己点検・評価を通じてPDCAサイクルに基づく教育の質向上に努める。</p>	2
		<p>○学位授与方針を再検討するとともに単位認定方法及び卒業認定基準のさらなる明確化を図ることで、優秀な人材の輩出に努める。</p>	3
		<p>○教育課程編成・実施方針に則ったカリキュラム編成を行う。特に薬学部では、薬学モデルコアカリキュラムの改訂に合わせた特色あるカリキュラム編成を行う。</p>	4
		<p>○教育課程編成・実施方針に則ったシラバス作成を行い、学生がその科目の重要性を理解しやすいように改善する。</p>	5
		<p>○包括連携協定病院、保険薬局、薬剤師会などの医療系職能団体及び医療福祉系大学と連携し、附属薬局の活用による新たな教育方法等の導入や改善によって、医療人に必要なコミュニケーション能力をはじめとする態度教育の充実を図る。</p>	6
		<p>○学生自らが主体的に学び、考え、責任感を持って行動する能力及び資質を養うため、入学前教育、初年次教育、及びキャリア教育を総合的に展開する。また、化学や生物学のような生命科学教育の根幹をなす講義科目については、リメディアル教育や学力に応じたクラス別授業の導入に努める。</p>	7
		<p>○学生が能動的に学ぶため、e-ラーニングシステムをはじめ、ICT等を活用した効果的な教育プログラムを導入する。</p>	8
		<p>○SA、TA制度を活用し、チューター制度の導入や補習・補講の開講等、授業の進行についていけない学生に対するフォローアップ体制を整備する。（27と連動して実行する）</p>	9
		<p>○学生の間人形成に役立てるべく、カリキュラム内外で積極的に参加できるような課外活動の実施基準の設定及びサポ</p>	10

		<p>ート体制を整備する。(17, 61 と連動して実行する)</p> <p>○現在の入試制度及び編入・転入学制度を点検・評価し、入学者受入方針に則った入試制度を確立する。</p> <p>○現在の入学前教育の効果を点検・評価し、実効性のある入学前教育を実施する。</p>	11 12
2. 学生支援の充実	<p>(1) 生活支援体制の充実を図る。</p> <p>(2) メンタルサポート体制の充実を図る。</p> <p>(3) キャリア支援体制の充実を図る。</p>	<p>○学生の修学を支援するため、奨学支援制度のさらなる充実を図る。</p> <p>○「学生支援総合センター」を設置し、学生がキャンパスライフを送るうえでの様々な相談・助言、心身両面の健康サポート、ピアサポート等を受けるための「ワンストップ窓口」として機能させる。(20 と連動して実行する)</p> <p>○障がいを持った学生に対する、教職員による支援方をまとめたガイドラインを整備する。</p> <p>○通学の利便性を向上させるため、スクールバスの増便や運行ルートの見直し及び増設を検討する。</p> <p>○サークル活動やボランティア等、多様な課外活動プログラムの導入又は学生への提案を検討する。(10, 61 と連動して実行する)</p> <p>○学生のプライバシーに配慮した相談ブースや相談室を整備するとともに専任のカウンセラーの常駐化を図るなど、メンタルサポート体制を充実させる。</p> <p>○現在のアドバイザー制度の問題点を洗い出し、メンタルサポートに配慮した新たなアドバイザー制度の導入を検討する。</p> <p>○留年・休学・退学者を未然に防ぐための学生支援プログラムの導入を検討するとともに、悩みを抱える学生に対する教員及び事務職員による総合的かつ多様なサポートメニューの充実を図る。(14 と連動して実行する)</p> <p>○学生が自身のキャリア形成に必要な能力を身につけることができる授業科目を導入する。</p> <p>○学部の性格にマッチした就職支援体制を整備するとともに共通化できる機能や支援メニューについては、緩やかな連携を図る。具体的には、エントリーシート作成、面接指導やインターンシップの促進をはじめとしたキャリア支援体制及びプログラムの共通化及び充実を図る。</p>	13 14 15 16 17 18 19 20 21 22

		○就職支援システムをはじめとした ICT を活用したキャリア支援のための情報提供メニューの充実や、学生個人の性格等を把握するためのポートフォリオ機能を整備する。	23
		○キャリア支援担当職員に OB・OG を活用する等、支援体制を強化することで就職先の開拓を進め、就職率 100%を目指す。	24
3. 教育力の向上	(1) FD (※1) 活動を通じた教育力の向上を図る。	○FD 委員会が中心となり、教員の FD に対する意識を高めるためのプログラムを実施する。	25
		○自己のシラバス等について点検・評価を行い、学内 FD 研修等を通じて一定の基準を作成する。	26
		○SA、TA、RA 制度をはじめとする規程や関連法規、学内ルール等について、教職員向けの研修等を通じて情報共有を図る。(9 と連動して実行する)	27
	(2) ICT (※2) を活用した教育力の向上を図る。	○各種システム (Cyber-NUPALS、自己学習支援システム、汎用アンケート管理等) の必要性、有効性や利用方法を教職員に周知するとともにシステムを利用する学生の意見参加により、受講者側の意識を理解するなどにより利用を促進する。	28
		○学習ポートフォリオや指導者ポートフォリオ等、ICT を活用した学習支援メニューを導入する。	29
		○ポータルサイトやメール等、ICT を活用した学生に対する情報提供サービスの拡充を図る。	30
	(3) 教員の自己評価及び学生による授業評価の多角的な検証を通じた教育力の向上を図る。	○PDCA サイクルを意識し、教員の自己点検・評価票の内容を検証するとともに自己点検・評価の位置付けと活用について、体系化かつ明確化を図る。	31
		○学生による授業評価制度を見直し、学内 (学部内) で議論ののち、コンセンサスを得る。それを踏まえて、評価方法や時期を検討し、毎年度教員個人の授業改善に役立てる。	32
	(4) 海外学術機関との国際交流を通してグローバルな教育を展開する。	○留学生向けの奨学金制度や国際交流に関する規程等の見直しを図るとともに外国人向けの広報媒体を作成する。	33
		○海外からの学生や教職員の受入れ及び海外派遣を通じて、グローバル人材の育成を図る。また、姉妹校以外の海外大学についても協定締結や共同プロジェクトの可能性を調	34

		<p>査・検討する。</p> <p>○大学のグローバル化に対応できる学内体制（センター組織、事務組織）を整備する。</p>	35
4. 研究力の向上	(1) 教育研究の高度化に資する特色ある研究を展開する。	○大学における研究の高度化及び活性化の推進戦略に関する重要事項を審議するための組織体制を構築する。	36
		○科研費を含む競争的研究資金の獲得件数を増やすための学内システムを見直すことによって、外部資金収入の増加に努める。また、これらの資金獲得に向けた準備研究を実施するため、学内研究費の戦略的な配分を行う。	37
		○次世代を担う研究者を育成するため、若手及び新入教員の研究活動の支援に取り組む。(48と連動して実行する)	38
		○研究成果の保護や効果的な還元を目的とした学内システムを構築する。また、特許出願の促進及び簡略化するための機能を充実させる。	39
		○大学における研究の高度化及び活性化を推進するため、研究用大型機器の充実を図る。	40
		○産官学連携推進センターと包括連携協定病院、企業、機関との連携内容の見直しを図り、共同研究内容の充実を図る。	41
	(2) 研究コンプライアンス体制の充実を図る。	○研究倫理について、学内教職員への周知に努める。	42
		○研究費について、「研究費ガイドライン」に基づく適正執行体制の充実とともに学内教職員への啓蒙に努める。	43
		○国際的な平和及び安全の維持の観点から、海外機関との共同研究や留学生受入れ等に伴う適切な安全保障貿易管理体制(※3)を整備する。	44
		○大学が行う教育や研究への信頼が損なわれないよう、また、研究成果による社会貢献が公正かつ円滑に促進されることを目的として、利益相反管理体制(※4)を整備する。	45
	(3) 海外研究機関との国際交流を通してグローバルな研究を展開する。	○教員の海外派遣制度及び海外講師の招聘制度を見直し、海外研究機関との継続的な国際交流を通じて、研究レベルの向上を図る。	46
		○共同プロジェクトを展開する等、海外研究機関との国際交流を通じて、研究レベルの向上を図る。	47
○研究連携並びに知識及び技術習得を図るため、姉妹校のみならず海外大学への短期派遣プログラムを導入する。(38と連動して実行する)		48	

		○姉妹校以外の海外大学との協定締結や共同プロジェクトの可能性を調査・検討する。	49
5. 社会貢 献・地域 貢献	(1) 知の拠点として、本学の知的資源を社会へ積極的に還元する。	○産官学連携推進センターが中心となり、産業界や地方公共団体との連携を含む効果的な社会貢献活動を展開する。	50
		○教育連携推進センターが中心となり、広報室とも連携し、地域の方々に充実した生涯学習プログラムを提供する。	51
		○高度薬剤師教育研究センターが開催する薬剤師生涯教育講座や多様なグループ研修を展開し、薬剤師の継続的な自己研鑽を支援する。また、臨床実務実習を指導する薬剤師の養成及び指導技術の向上を積極的に支援する。	52
	(2) 社会の要請に対応した柔軟かつ実践的な教育研究を展開する。	○新潟日報メディアシップに設置する「メディアキャンパス」や「薬草・薬樹交流園」を活用し、本学の知的資源を地域社会に広く公表・展開する。	53
		○社会貢献活動を充実させるため、包括連携協定企業とタイアップし、学外の調査・研究活動と学内の研究シーズとのマッチング機能を強化することによって地域活性化を支援する。	54
		○現在の産業界、金融機関及び地方公共団体との連携について、既に締結済みの協定内容を検証するとともに、新たな連携プロジェクトを積極的に展開する。	55
	(3) 高大連携及び大学間連携を推進する。	○共同研究・受託研究を推進するとともに本学が有する研究装置・施設を学外機関に有効活用してもらう。さらには、産業を担う人材育成システムを構築する。	56
		○高大連携プログラムについて、魅力のある企画を立案し、新潟県内及び近県からの受講者の獲得に努める。	57
		○中高生の理系進路選択を支援するためのプロジェクトを展開するなど、新たな志願者層の開拓を計画的に推進する。	58
	○新潟日报社、長岡造形大学、新潟青陵大学、新潟青陵大学短期大学部との包括連携協定に基づき、4大学合同の「メディアキャンパス」における教育連携事業や地域課題解決に向けた連携事業を柱とした大学間連携を、積極的に展開する。	59	



	(4) 地域活性化の核となる大学づくりを推進する。	<p>○本学が地域（社会・産業・行政）にとって頼りがいのある「地域活性化の核」となるような相談・助言機能を備えるため、学内に必要な体制を整備するとともに地域と大学の組織的な連携を強化する。また、学内に「地域連携室」等の連携推進体制を整備する。</p> <p>○地域と連携し、フィールドワーク等を通じた学生の人材育成を推進するとともに、学生や教職員による地域への深い理解を促す。（10, 17 と連動して実行する）</p> <p>○地域との交流イベントや防災訓練等、キャンパスを地域の拠点として位置づけるとともに活用方策を検討する。</p> <p>○図書館を地域住民や専門人材等に開放するための方策を検討する。</p>	60 61 62 63
6. 運営基盤の確立	<p>(1) 意思決定プロセスの更なる明確化を図り、理事会及び評議員会と連携して、ゆるぎのない大学運営基盤の確立を行う。</p> <p>(2) IR（Institutional Research）を活用するとともに、PDCA サイクルに基づく大学運営を推進する。</p> <p>(3) 教職協働体制の更なる推進を図る。</p>	<p>○本学の長期的な計画・グランドデザインを策定する。</p> <p>○学則及び諸規程等の抜本的な改正を行う。そして、これらを継続的に検証し、必要な改正は弾力的に実施する。</p> <p>○大学の意思決定組織体制を検証し、リスク管理と健全経営に関する時代の要求に即した大学であり続けるために、再構築を行う。</p> <p>○学内組織（センター、室、委員会、meeting、ワーキンググループ等）を機能的に見直し、体系化を図る。</p> <p>○予算配分や執行状況等を分析・検証し、効率的かつ効果的な予算編成体制を確立する。</p> <p>○本学における IR（※5）のあり方について検討を行い、体制構築と運用を図る。</p> <p>○中期目標・計画の実行に向けた学内教職員の人員配置案を策定し、着実に実行する。</p> <p>○教育研究活動を適切に評価する方法を確立する。</p> <p>○PDCA 推進室と、学部の自己点検・評価委員会との連携を図り、大学運営全体の充実・改善方策を推進する。</p> <p>○事務組織の目標を、大学の理念、中期目標・計画と連携させ、組織的かつ計画的な対応を執るとともに明るく、やりがいに満ちた職場環境を整える。そして、事務部及び各課の課題を明確にし、進捗管理を適切に行う。</p> <p>○SD（※6）の計画的な実施と効果的な OJT（※7）の確立に努める。また、事務室カウンター業務の充実・改善を図</p>	64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74

		る。	
		○他大学や異業種との交流及び合同 SD を通じて、他者から学ぶ組織風土を積極的に取り入れる。	75
		○学長及び学部長の業務支援体制、並びにセンター・室の業務推進体制を整備するため、機能的な組織編制及び人員配置を行う。	76
	(4) 本学のブランドイメージを設定し、メディアとの連携を通して、その周知を図る。	○大学の理念及び3つの方針に基づき、本学のブランドイメージを導き出し、それらを学内教職員へ浸透させるとともに大学ロゴとともに広く社会に対するブランドアップ広報を積極的に展開する。	77
		○あらゆるステークホルダーとの連携を強化するとともにその成果を周知することで、本学のブランド力を向上させる。	78
		○メディアを有効活用するなど、社会へのアピールの方法を多角的に検討し、戦略的な広報を展開する。(82 と連動して実行する)	79
	(5) 入学者確保に関する基本方針を策定し、安定した学生の確保を目指す。	○中期的な見通しに基づく入学試験制度及び学生募集(入試広報)戦略を策定し、実行する。	80
	(6) 本学の情報を広く社会に公開し、大学の社会的責任を果たす。	○学校法人新潟科学技術学園情報公開規程に基づき、情報の公開を図る。	81
		○ホームページ及び大学概要(冊子)を活用し、情報の積極的な公開を図る。(79 と連動して実行する)	82
7. 教育研究環境の整備	(1) 総合大学にふさわしいキャンパスの整備・充実を図る。	○現在構想段階にある「新津駅西口キャンパス」、「附属薬局」、「臨床薬学総合棟」、「薬草・薬樹交流園」、「学生サービス・管理複合棟(学生自習室を含む)」、「駐車場拡張」等、キャンパスの総合整備を着実に推進するとともに教育研究の活性化に対応できるよう、施設設備の充実を図る。	83
		○学生及び教職員の誇りとなる本学の象徴的な施設や、美化・緑化に配慮した憩いのスペースを整備するなど、「潤いのあるキャンパス環境」を創造する。	84
		○省エネに配慮した「エコキャンパス」の整備を推進する。	85
		○ICT環境の整備を推進する。	86

<p>(2) 図書館及び学術情報提供サービスの高機能化を図る。</p>	<p>○図書館の整備方針を策定し、その方針に従って図書、学術雑誌、電子ジャーナル等の学術情報及び利用環境の拡充を行う。さらに、「図書館・情報センター」機能を整備する等、必要な体制を整備する。</p>	87
	<p>○リポジトリ等による学位論文及び研究成果の公開を検討する。</p>	88
<p>(3) あらゆるハラスメントの防止体制の強化を図る。</p>	<p>○ハラスメント防止策について、現状の問題点を整理し、改善を図る。</p>	89
	<p>○ハラスメントの相談窓口について、講演会やワークショップ等を通じて学生及び教職員への周知に努める。</p>	90
<p>(4) 防災安全対策及び実施体制の強化を図る。</p>	<p>○学生及び教職員の安全を守るため、地域との連携を視野に入れた防災計画を策定する等、防災安全対策を推進する。具体的には、学内の防災及び災害時体制（設備、マニュアル）の整備を早急に行うとともに避難経路の安全性の再検証及び必要な安全対策を講じる。</p>	91
	<p>○防災訓練を継続的に実施するほか、地方自治体や消防署等と連携し、災害時の緊急避難場所の確認を行う。</p>	92
	<p>○安全対策に関わるチェックリスト及び対応基準の作成を行う。そして、定期的な巡回を行い、不適合事項の改善を促進する。また、施設・設備の耐震対策及び薬品・試薬品類管理システムの整備・充実を図る。</p>	93
	<p>○キャンパスの防犯対策を強化するため、防犯カメラ及び街路灯等の安全施設を、建物内はもとより建物外（学生用駐車場等）に範囲を拡大して設置する。</p>	94
	<p>○キャンパスの感染症対策を強化するため、学生及び教職員への啓蒙に努める。</p>	95

## 【注記】

### ※1 FD (Faculty Development)

教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組の総称。具体的な例としては、教員相互の授業参観の実施、授業方法についての研究会の開催、新任教員のための研修会の開催などを挙げることができる。なお、大学設置基準においては、こうした意味でのFDの実施を各大学に求めているが、FDの定義・内容は論者によって様々であり、単に授業内容・方法の改善のための研修に限らず、広く教育の改善、更には研究活動、社会貢献、管理運営に関わる教員団の職能開発の活動全般を指すものとして用いる場合もある。

【出典：中央教育審議会「学士課程教育の構築に向けて（答申）・用語解説」（平成20年12月）】

### ※2 ICT (Information and Communication Technology)

情報通信技術の総称。

### ※3 安全保障貿易管理体制

平和国家の立場から、大量破壊兵器等に関連する貨物の輸出や技術提供に関し、国際協調のもとに外国為替及び外国貿易法（以下、外為法という）に基づき実施される管理体制のこと。

例えば以下の項目が挙げられる。（一部のみ抜粋）

- 大学等においては、先進的な教育・研究活動が行われているところであるが、このような教育・研究活動を行う上では、貨物の輸出及び非居住者に対する技術の提供等につき規制している外為法の趣旨を十分踏まえる必要があること。
- 国際的な共同研究等において、海外への貨物の輸出（試作品や試料等の送付・持ち出し）は、外為法に基づく経済産業大臣の輸出許可の対象となる場合があること。また、大学等において受け入れている留学生等について、入国後6ヶ月が経過していない者に対する技術提供（当該技術に関わる資料の提示や電子メール、口頭での伝達を含む。）は外為法に基づく経済産業大臣の役務取引許可の対象となる場合があること。（国際的な共同研究等を含む。研究の場所が国内であるか国外であるかを問わない。）

【出典：文部科学省「大学及び公的研究機関における輸出管理体制の強化について（依頼）」（平成18年3月）】

### ※4 利益相反管理体制

次に掲げる3つの目的を果たすため、利益相反（大学の教職員や大学自身が外部から得る経済的利益等と大学における教育・研究上の責任が衝突する状況）を適切に管理するための体制のこと。

- 大学のインテグリティ（社会的信頼）を維持し、産学官連携の健全な推進を図る（個人としての「お付き合い型」連携から組織的連携へ）。
- 法令違反に至ることを事前に防止する効果もあり、大学の組織としてのリスク管理の一局面。
- 教職員個人の責任と利益を大学が適切に分担することにより、意欲ある教職員が安心して産学官

連携に取り組み、その能力を十分に発揮できるような環境を整備。

【出典：文部科学省「利益相反ワーキンググループ報告書（概要）」（平成14年11月）】

※5 IR (Institutional Research)

日本語では、機関研究あるいは大学機関研究と訳されることが多い。個別大学内の様々な情報を収集して、数値化・可視化し、評価指標として管理し、その分析結果を教育・研究、学生支援、経営等に活用すること。

【出典：私学高等教育研究所「高等教育におけるIR (Institutional Research) の役割」(平成23年1月)】

※6 SD (Staff Development)

大学の事務職員や技術職員などを対象とした、管理運営や教育・研究支援までを含めた資質向上のための組織的な取組の総称。ここでは、FDと区別し、職員の職能開発の活動に限定して用いる。

【出典：中央教育審議会「学士課程教育の構築に向けて（答申）・用語解説」(平成20年12月)】

※7 OJT (On-the-Job Training)

業務の遂行の過程内における実務を通じた実践的な技能及びこれに関する知識の習得に関わる職業訓練をいう。

【出典：厚生労働省ホームページ<<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/d01-1.html>>】